

により袋地となった場合にも，囲繞地通行権は認められる（最判平 5. 12. 17）

ウ その他の相隣関係

① 雨水を隣地に注ぐ工作物の設置の禁止

土地の所有者は，直接に雨水を隣地に注ぐ構造の屋根その他の工作物を設けてはならない（218 条）。

② 境界標の設置

土地の所有者は，隣地の所有者と共同の費用で，境界標を設けることができる（223 条）。

境界標の設置費用は相隣者が按分で負担（224 条）し，その境界標は，相隣者の共有になる（229 条）。

ただし，境界標としての性質上，共有と推定された境界標について，各共有者が分割を請求することはできない（257 条）。

③ 竹木の枝の切除および根の切取り

土地の所有者は，隣地の竹木の枝が境界線を越えたときは，竹木の所有者に切除させることができる（233 条 1 項）。また，竹木が数人の共有に属するときは，各共有者は，その枝を切り取ることができる（233 条 2 項）。

竹木の所有者に枝を切除するよう催告したにもかかわらず，竹木の所有者が相当の期間内に切除しないときや，竹木の所有者やその所在を知ることができないとき，急迫の事情があるときは，土地の所有者は自らが切除することができる（233 条 3 項）。

これに対し，隣地の竹木の根が境界線を越えたときは，自らが切除することができる（233 条 4 項）。

④ 境界線付近の建築の制限

建物の建築は，境界線から 50cm 以上の距離を保つ必要があり（234 条 1 項），これに反して建築しようとする者に対し，中止・変更させることができる（234 条 2 項本文）。

ただし，建築着手時から 1 年経過後または建物完成後は，損害賠償請求のみすることができる（234 条 2 項ただし書）。

⑤ 自然水流に関する規定

土地の所有者は，隣地から水が自然に流れて来るのを妨げてはならない（214 条）。

水流が天災その他避けることのできない事変により低地において閉塞したときは、高地の所有者は、自己の費用で、水流の障害を除去するため必要な工事を行うことができる（215条）。